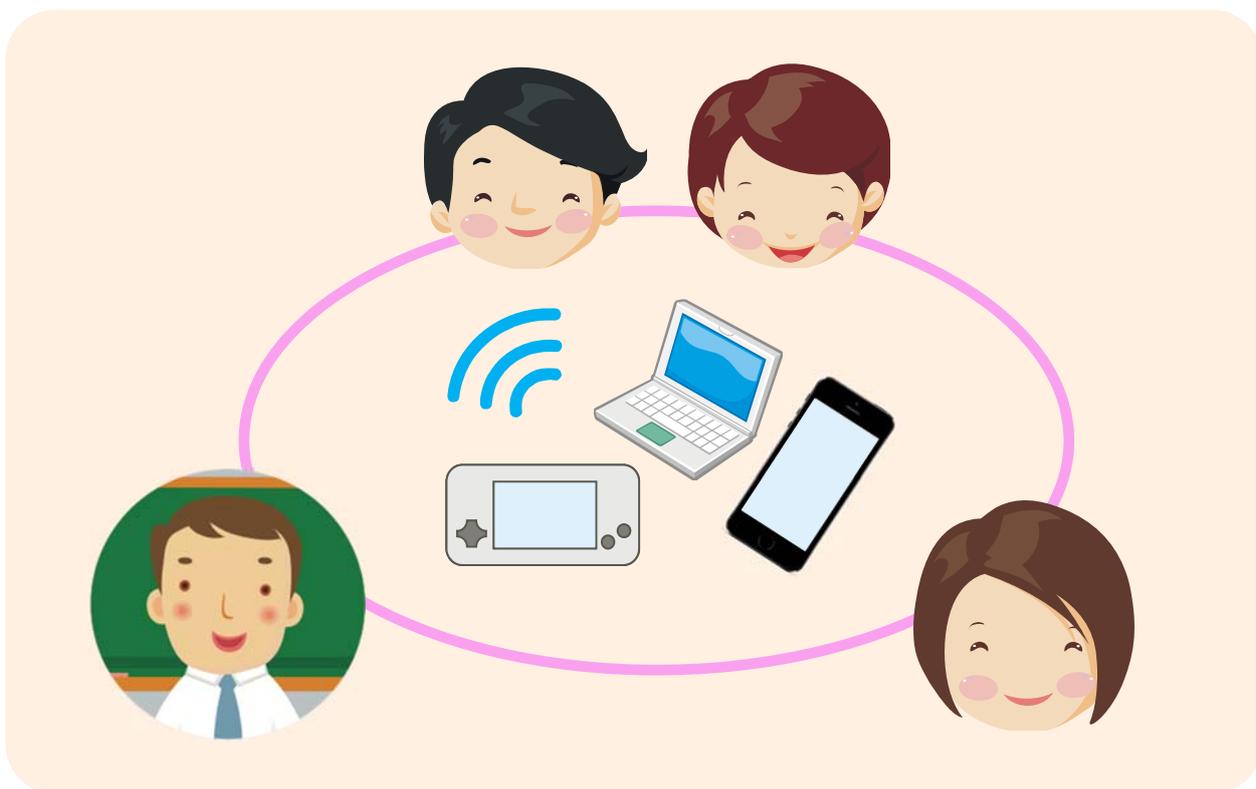


インターネットトラブル事例集(平成27年度版)



総務省

はじめに

高度情報通信社会と呼ばれる現代社会では、スマートフォンやタブレットPC、パソコンなどから、いつでもどこでも、気軽に簡単にインターネットへ接続することができます。

その一方で、インターネットを介して、いじめや犯罪などに子供が巻き込まれるケースは増加傾向にあり、子供が被害者ではなく、加害者になるケースも起きています。

この「インターネットトラブル事例集」では、小学校・中学校・高等学校の先生、インターネットトラブルに精通する専門家へのヒアリングを通じて、実際に起きたインターネットトラブルに関する事例を集め、その中から代表的な事例を挙げるとともに、その予防法と対処法をご紹介します。

大人が子供に伝えるべきこと、そのために大人が知るべきことを中心に掲載しています。

また、「インターネットトラブル事例解説集」では、本事例集に掲載した事例の解説や、トラブル予防・対処のポイント、指導のポイントなどについてまとめていますので、あわせてご参照ください。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html)

今回の主な改定ポイントは、「フィルタリングに関する内容」と「教師が気を付けること」の追加です。フィルタリングを設定することにより、子供をさまざまなインターネットの脅威から守ることができます。教師として気を付けることを意識し、子供に伝えることで、保護者とも連携の取れた対策を講じることができます。スマートフォンだけでなく、携帯ゲーム機や携帯音楽プレーヤーなど、ネット接続端末が広がりを見せています。子供がより安全にインターネットを扱える環境となる一助になれば幸いです。

事例のアイコンについて

本書で紹介する事例には、それぞれの特徴を踏まえて以下のようなアイコンを付けています。

「無料」・「便利」に注意!

データは消えずに残る!

みんなが見ている!

友達に注意!

違法行為!

「設定」に注意!

金銭トラブル!

「足跡」はついている!

セキュリティ対策を!

スマホ
タブレット

特にスマートフォン、タブレットで
注意すべき点の説明

指導案参照

別紙「指導案」に、テーマに基づいた
内容を記載しています。

目次

特集

スマートフォンを子供に使わせるとき、
保護者が気を付けること

1. トラブル対策をしていないスマートフォンを使うリスク
2. トラブルを避けるためのフィルタリング設定
3. スマートフォンを使わせるなら、まずはチェック

1. スマートフォン特有のトラブル

- 事例1-1 不審な無線LANのアクセスポイントへの接続に伴う
通信内容の流出
事例1-2 不正アプリのインストールによる意図しない個人情報の流出

2. 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ

- 事例2-1 SNSやブログなどでのいじめ
事例2-2 なりすまし投稿による誹謗中傷
事例2-3 動画共有サイトを用いたいじめ

3. ウイルスの侵入や個人情報の流出

- 事例3-1 パソコンのコンピューターウイルスの感染
事例3-2 SNSやブログからの個人情報流出による嫌がらせ
事例3-3 ID・パスワードを他人に教えたことによる不正アクセス
事例3-4 複数投稿サイトの情報が関連付けられることによる情報の流出
事例3-5 SNS型チェーンメールによる情報流出・被害誘発

4. ショッピングサイトなどからの思いがけない代金請求や詐欺

- 事例4-1 大人名義のクレジットカードの使用
事例4-2 ショッピングサイトなどの利用に伴う代金詐欺
事例4-3 ワンクリック請求などの不当請求

5. 著作権法などの違反

- 事例5-1 ゲームソフトの違法ダウンロード
事例5-2 動画の違法なアップロードとダウンロード

6. 誘い出しによる性的被害や暴力行為

- 事例6-1 ネットを通じて知り合った人からの誘い出し・脅迫・画像の強要
事例6-2 掲示板などへの書き込みをきっかけとした暴力行為

7. ソーシャルゲームなどの中毒性がもたらす悪影響

- 事例7-1 ソーシャルゲーム上での金銭の浪費
事例7-2 オンラインゲームの長時間利用による日常生活への悪影響

8. 犯行予告など

- 事例8-1 地域社会に不安を与える犯行予告
事例8-2 掲示板での特定した個人に対する脅迫行為
事例8-3 出会い系サイトやコミュニティサイトでの子供による違法な誘い出し

特集 スマートフォンを子供に使わせるとき、保護者が気を付けること

1.トラブル対策をしていないスマートフォンを使うリスク

スマートフォンの利用者は増え続けており、最近では多くの子供たちもスマートフォンを使っています。便利なスマートフォンですが、思いがけないトラブルに子供が巻き込まれる可能性もあります。

**フィルタリングの設定をしていないと、こんなトラブルに巻き込まれる！
～そのまま子供に渡していませんか？～**

事例 A

不正アプリによる個人情報流出

アプリの中には、悪意を持って作られたものが存在する。



→5ページ参照

事例 B

コンピュータウイルス感染

ウイルス感染により、個人情報が盗まれたりする被害が起きています。



→9ページ参照

事例 C

代金請求、詐欺

不適切なサイトにアクセスしてしまい、軽い気持ちで会員登録。後日架空請求を受ける。



→16ページ参照

事例 D

誘い出しによる性的被害、暴力行為

無料通話アプリやSNSなどを通して、見知らぬ人と会ってしまい、被害に遭う。



→19ページ参照

事例 E

ゲーム上での金銭浪費

無料で気軽に始められるゲームが多い反面、ゲーム内でのアイテム購入によって課金が積み重なり、多額の金銭を浪費してしまうことが。



→21ページ参照

事例 F

長時間使用による日常生活への悪影響

無料通話アプリやゲームなどに没頭して、睡眠不足になることも。



→22ページ参照

**子供にスマートフォンをそのまま渡す行為は、
子供が思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があり危険です。**

保護者の義務としてトラブルを回避するための対策をしましょう。

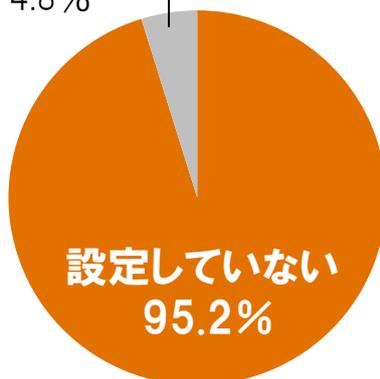
特集 スマートフォンを子供に使わせるとき、保護者が気を付けること

2.トラブルを避けるためのフィルタリング設定

子供にとって不適切な情報を制限する「フィルタリング」機能を設定することで、子供に降りかかる可能性のある多くのトラブルを未然に防ぐことができます。

ネットトラブルに合った子供の約95%が、フィルタリング未設定

設定している 4.8%



警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果(平成26年上半期)」

フィルタリング設定でWebサイトとアプリの両方を制限することで、リスクを減らすことができます。

こんなことが防げる！

感化させない！

違法コンテンツ
(薬物)

接触させない！

フィッシング詐欺

見せない！

アダルトコンテンツ

感染させない！

コンピュータウイルス

3. スマートフォンを使わせるなら、まずはチェック

スマートフォンには「利便性」と「リスク」という2つの側面があります。子供が安心してスマートフォンを利用できるよう、保護者として、以下の設問にチェック してみてください。



スマートフォンの使用目的が明確である

▶ どうしてスマートフォンを使いたいのか、子供に聞きましょう。子供に目的を確認して利用範囲を話し合しましょう。

保護者自身がスマートフォンを操作できる。設定方法などに一般知識がある

▶ セキュリティに関する設定が、自分のプライバシーを守ってくれることを伝え、設定方法を教えましょう。

保護者自身がスマートフォンの正しい扱いを態度で示せる

▶ 食事中や就寝前はスマートフォンを使わないなど、利用のマナーを、保護者が子供に態度で示しましょう。

情報モラルとフィルタリングの基礎知識がある

▶ 携帯会社のフィルタリングに関するWebサイトを確認したり、情報モラル研修に参加したりして、定期的に情報収集をしておきましょう。

家庭内でスマートフォンの利用ルールを、子供と相談しながら決められる

▶ 利用ルールは、保護者の一方的な押し付けではなく、子供に考えさせ、一緒に話し合いルールを決めましょう。

家庭内で決めたルールを定期的に話し合い、見直せる

▶ Webサイトやアプリの制限について、子供と相談して利用範囲の変更を検討していきましょう。保護者自身が新しい機能やサービスを知る機会、子供と対話するきっかけにもなります。

1. スマートフォン特有のトラブル

事例1-1 不審な無線LANのアクセスポイントへの接続に伴う通信内容の流出

スマートフォンは、携帯電話事業者の回線だけでなく、さまざまな無線LANのアクセスポイントを通じて、インターネットに接続できます。

誰でも利用できるアクセスポイントの中には、悪意のある者が接続者の通信内容を窃取するために設置しているものもあっていわれています。

「無料」「便利」に注意!

原因

不審な無線LANアクセスポイントへ接続



A君は、友達から「インターネットを無料で利用できる場所がある」と教えてもらいました。A君は、その場所に行き、スマートフォンの無線LAN機能でインターネットに接続し、友達とインターネットを楽しみました。

結果

通信内容を盗み見られる



A君が接続していたアクセスポイントは、接続者の通信内容を盗み見るために悪意を持って設置されたものでした。A君は、知らず知らずのうちに、通信内容を盗み見られてしまいました。

無線LAN:無線通信を利用してデータの送受信を行うシステム

解説1-1 不審な無線LANのアクセスポイントへの接続により、通信内容が流出した事例

スマートフォンには、携帯電話事業者以外の回線も利用できる無線LAN機能が搭載されています。通常は、ID・パスワードによる認証を行い、無線LANのアクセスポイントに接続しますが、誰でも自由に接続できるアクセスポイントが存在します。いわゆる「野良アクセスポイント」と呼ばれるもので、子供たちは「野良AP」「野良ポ」とも呼びます。

単にセキュリティ設定がされていないものもあれば、悪意を持って設置されているものもあります。通信内容を窃取するために利用者を待ち構えているのです。無料だからといって、安易に利用してはいけません。携帯ゲーム機などから接続する子供も多いため、保護者は注意をしましょう。

そのほか、無線LAN接続時は「野良アクセスポイント」に限らず、携帯電話事業者が提供するフィルタリング機能が対応しない場合があります。無線LAN接続時にフィルタリング機能が有効かどうか、確認しましょう。

気を付けること

子供

a. 不審な無線LANのアクセスポイントの危険性を理解する

・無線LANのアクセスポイントは、さまざまな目的で設置されています。誰でも接続できるアクセスポイントもあり、その中には悪意を持って設置されているものもあっていわれています。

b. 通信内容が盗まれ悪用される危険性があることを理解する

・通信内容が窃取される危険性があるため、不審な無線LANのアクセスポイントに接続してはいけません。
・通信内容が窃取されると、氏名や住所、電話番号などの個人情報盗まれて悪用されたり、クレジットカード番号が盗まれて多額の請求が届いたりする恐れがあります。

保護者

c. フィルタリング機能や機能制限を利用する

・スマートフォンの機能を制限する機能を、携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者が提供しています。端末にフィルタリング機能が搭載されているものもあります。子供の無線LAN経由でのインターネット接続の禁止をすることもできるので必要に応じて利用しましょう。無線LAN利用時に、フィルタリング機能を利用できるものもあります。

教師

指導案参照

d. 無線LANについて教える

・日頃の無線LANの使い方を振り返らせ、安全に無線LANを使うよう指導しましょう。

1. スマートフォン特有のトラブル

事例1-2 不正アプリのインストールによる意図しない個人情報の流出

スマートフォンは、アプリのインストールにより、自分の好きなように拡張・カスタマイズが可能。便利な反面、スマートフォン向け「不正アプリ」が急増しています。不正アプリにより、不当請求の連絡やクレジットカード情報や氏名、電話番号、メールアドレスなどの**個人情報**が盗み取られることがあります。

セキュリティ対策を!

「無料」・「便利」に注意!

原因

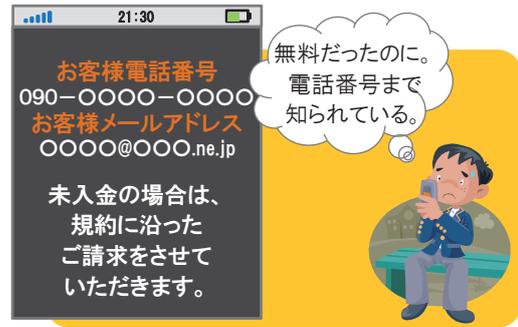
安全性を確認せずにアプリをインストール



A君は、アプリを探していると、スマートフォンの電池持ちがよくなるというアプリを発見。A君は、その提供サイトの**安全性を確認せずに、アプリをスマートフォンにインストールしてしまいました。**

結果

個人情報が流出。不当請求の連絡が届く



A君がダウンロードしたアプリは、電話番号やメールアドレスなどの**個人情報**が盗み取られる「不正アプリ」でした。しばらくすると、**不当請求のメールや迷惑メールが頻繁に届くようになり**ました。

アプリ:「アプリケーション」の略で、ある特定の目的のために設計されたソフトウェア

解説1-2 不正なアプリをインストールして個人情報が流出した事例

スマートフォンの不正アプリが急増しています。スマートフォンの代表的なOS向けの不正アプリ、または高リスクアプリは、平成26年第一四半期だけで75万件、全世界の累計では400万件に達したと言われています。セキュリティソフトなどの正規アプリを偽装したものや、ユーザーに知られることなく「SMSメッセージ」を特定の番号に送信して、有料サービスに無断で登録するものなど、手口は巧妙化しています。

スマートフォンのアプリは非常に便利です。しかし、**安全性を確認せずにアプリをインストールしてしまうと、意図せずにメールアドレスや電話番号、位置情報などが流出してしまい、思いがけないトラブルにあう危険性が高まります。**

(出典)YOMIURI ONLINE「あなたのスマホが危ない! 不正アプリ最新事情」(平成26年8月)

気を付けること

子供

a. スマートフォンのアプリには危険なものがあることを理解する

- ・インストールすると意図せずに個人情報が送信されるといった、不正アプリがあることを認識しましょう。
- ・アプリのインストールは、安全性が確認されているアプリ提供サイトを利用しましょう。

b. 身に覚えのない請求は、慌てて業者に連絡しない

- ・不当な請求や迷惑メールは、無視しましょう。一人で悩まずに、保護者や教師に相談しましょう。

保護者

c. フィルタリング機能や機能制限を利用する

- ・スマートフォンの機能を制限する機能を、携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者が提供しています。端末に機能が搭載されているものもあります。子供のアプリのダウンロードの制限もできるので、必要に応じて利用しましょう。無線LAN経由での接続時に、フィルタリングが適用されるか確認をしましょう。

d. 「スマートフォン プライバシー ガイド」を参照する

- ・総務省では、スマートフォン利用時に注意すべき事項を「スマートフォン プライバシー ガイド」として、公表しています。適宜参照してください(http://www.soumu.go.jp/main_content/000168377.pdf)。

教師

e. 悪意のあるWebサイトやアプリがあることを教える

- ・すべてのWebサイトやアプリが安全ではなく、一部には悪意を持って作成されたものがあることを教えましょう。

2. 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ

事例2-1 SNSやプロフなどでのいじめ

SNSやプロフ、ブログなどで、身の回りに起きた出来事を発信したり、友達の書いた日記などにコメントを書き込んだりする子供たちが増えています。

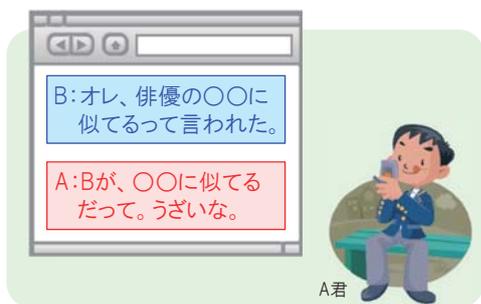
SNSの利用者数は年々増加しています。しかし、書き込みが原因となったトラブルも数多く発生しています。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

原因

SNSに悪口を書き込んでしまう



結果

SNSでのケンカで学校に行けなくなる



SNSを利用していた小学6年生(男子)のA君。SNSには、多数の友達に登録されていました。ある時、A君は、冗談で友達B君の悪口をSNSに記入。B君には、見られないように設定していましたが、ほかの友達C君からB君に伝わりました。

A君の書き込みに激怒したB君は、自分の日記にきつい言葉でA君への文句を書き込みました。それは、SNS上の友達にあつという間に広まりました。落ち込んでしまったA君は、学校に行けなくなりました。

SNS: ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service) プロフ: 自己紹介(プロフィール)サイト

解説2-1 SNSでの不用意な発言によりトラブルになった事例

軽い気持ちで書き込んだ言葉でも、相手をひどく傷付けてしまうことがあります。友達限定だからと、軽はずみで書いた悪口が、思わぬ形で相手に伝わる場合があります。SNSは、グループなどで限定公開できます。ただし、引用やコピーは誰でも行えるため、書き込んだ内容を、グループ内の友達が意図せず拡散してしまう恐れもあります。

SNSやプロフなどを含め、インターネット上で情報発信するときは、たとえ限定公開などの制限があったとしても、さまざまな人に見られる可能性があることを理解して利用しましょう。

気を付けること

子供



a. 相手の気持ちを考える

・軽い気持ちで書き込んだ言葉でも、相手をひどく傷付けてしまうことがあります。相手が書き込んだ内容を読んで、どのような気持ちになるかをよく考えましょう。

b. インターネットの特性を理解する

・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐ広まります。SNSではグループ限定で公開しているつもりでも、グループ内の友達を通じて、知らない人に伝わる場合があります。一度拡散した情報は完全には削除できません。
・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

c. 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解する

・書き込み内容が悪質な場合、犯罪となる場合があります。インターネット上で誹謗中傷を行ってはいけません。

保護者



d. SNSやプロフを確認する

・子供が利用しているSNSやプロフがどのようなものか、スマートフォンなどで、実際に確認してみましょう。

e. 子供の心の変化やいじめの兆候に注意を払う

・家庭での会話を大切に、子供が相談しやすい環境を作るとともに、いじめの兆候を早目に察知できるように注意を払きましょう。

教師



f. 文字によるコミュニケーションの注意点を教える

・友達との文章でのやり取りは端的になりがちです。それだけ相手に誤解を与える可能性があることを教えましょう。

2. 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ 事例2-2 なりすまし投稿による誹謗中傷

SNSや掲示板で他人になりすまして、誹謗中傷などの書き込みをする「なりすまし投稿」によるトラブルが起きています。
誹謗中傷を受けた相手から、**名誉棄損**で訴えられることもあります。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

違法行為!

原因

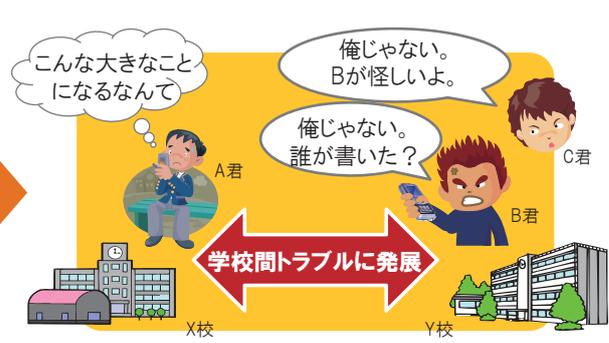
他人になりすまして誹謗中傷の書き込みをする



X校のA君は、Y校のB君と仲が良くありませんでした。A君は、B君に嫌がらせをしようと考え、SNS上でB君になりすまし、「Y校のCがゲームソフトを万引きしている」という嘘の書き込みをしました。

結果

書いた人物が判明。学校間のトラブルに発展



C君は犯人として扱われました。しかし、C君は万引きをしていません。C君がB君に問い詰めると、B君の書き込みではないとわかりました。さらに調べると、X校のA君の書き込みだと判明。学校間のトラブルに発展しました。

SNS:ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)

解説2-2 軽い気持ちで「なりすまし投稿」をして大きなトラブルになった事例

特定の人物になりすまして、インターネット上で身勝手な発言や活動することは、その人物の信用を落とし、名誉を著しく傷付けます。相手の名誉を傷付けた場合は、**名誉棄損**で訴えられることがあります。

子供たちは、Webサイトに書き込んでも、誰が書いたか分からないと思っている場合があります。しかし、悪質な誹謗中傷の場合、警察はWebサイトの運営会社(運営者)に協力を依頼し、誰が書き込んだのか、個人を特定することができます。

衝動に駆られて、軽率な行動をするのではなく、今一度、踏み留まることが大切です。

気を付けること

a. 相手の気持ちを考える

・軽い気持ちで書き込んだ言葉でも、相手をひどく傷付けてしまうことがあります。相手が書き込んだ内容を読んで、どのような気持ちになるかをよく考えましょう。

b. インターネットの特性を理解する

・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐ広まります。SNSではグループ限定で公開しているつもりでも、グループ内の友達を通じて、知らない人に伝わる場合があります。一度拡散した情報は完全には削除できません。
・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

c. 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解する

・書き込み内容が悪質な場合、犯罪となる場合があります。インターネット上で誹謗中傷を行ってははいけません。

d. トラブルにあったら相談する

・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

子供



保護者



e. SNSやプロフを確認する

・子供が利用しているSNSやプロフがどのようなものか、スマートフォンなどで、実際に確認してみましょう。

教師



指導案参照

f. 誹謗中傷が呼び起こす事の重大さを教える

・悪質な書き込みは、友達との関係を悪化させるほか、名誉棄損で訴えられる可能性があることを教えましょう。

2. 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ 事例2-3 動画共有サイトを用いたいじめ

今ではすっかりと定着した動画共有サイト。子供たちも利用しています。子供でも手軽に動画投稿ができるため、いじめの様子を投稿したり、その動画がきっかけとなり、さらに悪質な誹謗中傷やいじめにつながる事例が発生しています。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

データは消えずに残る!

原因

いじめの様子を撮影した動画を投稿



中学2年生(男子)のA君は、同じクラスの数人からいじめにあっていました。いじている数人のうちの一人が、いじめの様子を携帯電話で動画で撮影。皆がおもしろがり、動画共有サイトに投稿しようという話になりました。

結果

さらなる悪質な誹謗中傷やいじめが発生



動画共有サイトにいじめの様子が投稿されると、それを見たほかの生徒から、いじめられているA君への誹謗中傷が相次ぎました。A君へのいじめはさらに深刻になり、A君は学校に行けなくなりました。

動画共有サイト:誰でも動画が投稿でき、他者が投稿した動画を視聴できるサイト。コメントも書き込める

解説2-3 動画共有サイトにいじめの様子が投稿された事例

いじめの様子を動画共有サイトに投稿されたことがきっかけで、いじめにあっている子供はさらにショックを受けます。誹謗中傷やいやがらせなどに発展することもあります。動画共有サイトにはコメント投稿機能があるため、これを使って誹謗中傷やいじめの書き込みが行われることがあります。

平成23年11月には、男子高校生が教室内で別の生徒に暴力を振るう動画がアップロードされ、生徒の所属する高校では指導のために全校集会を開く騒ぎとなりました。最近では、動画をアップロードした加害者が特定された上、制裁と称して個人情報公開されるなどの被害を受ける事例も発生しており、トラブルが拡大する傾向にあります。

また最近、リアルタイム映像を共有するサービスもあり、意図せず映り込んだ背景や顔、姿から個人情報が漏れて誹謗中傷やいじめにつながる恐れがあります。未成年者が安易な気持ちで犯罪行為をリアルタイム配信することにより問題となる事件も発生しています。

気を付けること

子供

a. 相手の気持ちを考える

・投稿されたいじめの動画を見て、相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。

b. 動画共有サイトの特性を理解する

・投稿された動画は多くの人にすぐに広まります。一度公開された動画は、完全には削除できません。
・インターネット上の書き込みと同様、動画共有サイトへの投稿も、調べれば投稿者を特定することができます。

c. 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解する

・投稿動画の内容が悪質な場合、犯罪となることがあります。インターネット上で誹謗中傷を行ってはいけません。

d. トラブルにあったら相談する

・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

保護者

e. 子供の心の変化やいじめの兆候に注意を払う

・家庭での会話を大切に、子供が相談しやすい環境を作るとともに、いじめの兆候を早目に察知できるように注意を払きましょう。

教師

f. いじめについて話し合う

・インターネットを介したいじめと、現実に行っているいじめは同じだということを教えましょう。

3. ウイルスの侵入や個人情報の流出

事例3-1 パソコンのコンピューターウイルスの感染

パソコンの適切なセキュリティ対策は大切です。子供が悪意のあるWebサイトにアクセスしてしまい、ウイルスに感染してパソコンが動かなくなったり、個人情報が盗まれたりする被害が起きています。

セキュリティ対策を！

「無料」「便利」に注意！

原因

セキュリティ対策しないでインターネット



小学5年生(男子)のA君は、流行中のオンラインゲームの裏技や攻略法をダウンロードできるWebサイトがあることを聞きました。Webサイトからは問題なく、情報がダウンロードできたので、ウイルス感染には気が付きませんでした。

結果

ウイルスに感染して個人情報が盗まれる



A君のパソコンは、ウイルスによってゲームのIDとパスワードが盗まれていました。ゲーム会社から、多額請求が届き、被害にあったことに気がきました。A君がこのゲーム攻略サイトを教えたB君も同じ被害にあいました。

解説3-1 気付かぬうちに不正サイトにアクセスしウイルスに感染した事例

セキュリティ対策が不十分なパソコンでは、Webサイトを閲覧するだけでウイルスに感染し、さらには気付かぬうちに家族や知人のパソコンにもウイルスを広める可能性があります。スマートフォンを狙ったウイルスも急増しており、注意が必要です。

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)によると、平成26年のウイルスの年間届出件数は、5,014件(検出数は83,028個)です。最近では、悪意あるWebサイトに誘導したり、Webサイトを閲覧するだけで感染してしまうコンピューターウイルスが増えています。

ウイルスのなかには、「ウイルスに感染している」といった偽の警告画面を表示し、それらの解決のために有償版製品の購入を迫る「偽セキュリティ対策ソフト」型ウイルスもあります。誤ってお金を支払わないように注意しましょう。

(出典)独立行政法人情報処理推進機構(IPA)「2014年のコンピューターウイルス届出状況」(平成27年1月)

気を付けること

子供

a. 知らぬうちにウイルス感染し、周囲にも広める可能性があることを理解する

- ・ウイルスは、パソコン内の「ウイルスの侵入を許してしまう弱点(ぜい弱性)」を悪用して侵入します。近年のウイルスの特徴は、パソコン画面の見た目では感染していることが分からないことです。
- ・自分のパソコンだけでなく、周囲の人や他人のパソコンにもウイルス感染を広める可能性があります。

b. 個人情報が盗まれ、悪用される危険性があることを理解する

- ・ウイルスに感染すると、氏名や住所、電話番号などの個人情報が盗まれて悪用されたり、クレジットカード番号が盗まれて多額の請求が届いたりします。

保護者

c. ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態に更新する

- ・ウイルス対策ソフトなどを活用しましょう。新種ウイルスも感染防止できるように、常に最新の状態に更新しましょう。
- ・スマートフォンを狙ったウイルスもあります。スマートフォンのセキュリティ対策も行いましょう。

教師

d. 悪意のあるWebサイトやアプリがあることを教える

- ・すべてのWebサイトやアプリが安全ではなく、一部には悪意を持って作成されたものがあることを教えましょう。

3. ウイルスの侵入や個人情報の流出

事例3-2 SNSやプロフからの個人情報流出による嫌がらせ

SNSやプロフなどに安易に自分の氏名や学校名などの**個人情報**を記載したために、嫌がらせを受ける被害が起きています。インターネット上に個人情報を掲載することが、どのようなことか考えてみましょう。

みんなが見ている!

データは消えずに残る!

違法行為!

原因

SNSに個人を特定できる情報を投稿



中学1年生(女子)のAさんは、親友と撮った写真がうまく撮れたので、SNSに載せました。その際、**SNSに自分の名前や中学校名を一緒に書いてしまいました。**

スマホタブレット クラウドサービスと連動して、自動で画像などが公開されることがあります。

結果

掲示板に公開されて嫌がらせを受ける



個人情報を晒してやるう。

まずは嫌がらせの電話から。

数日後、Aさんは画像掲示板に、Aさんの写真が掲載されていると聞きました。確認したところ、写真と電話番号、でたらめな内容まで書き込まれていました。その結果、Aさんに嫌がらせの電話が毎日かかってくるようになりました。

解説3-2 安易に個人情報を発信したため被害にあった事例

子供たちは、「SNSやプロフは、自分の友達しか見ていない」と考え、個人情報を掲載してしまうことがあります。しかし、SNSやプロフで発信した情報は、さまざまな人に見られる可能性があるため、**個人情報を掲載することは非常に危険**です。さらに、他人の写真を無断でインターネットに掲載することは、その人を危険にさらすことになります。もちろん、写真の掲載について許可が得られていなければ、肖像権の侵害になります。

携帯電話やスマートフォンで撮影した場合は、**写真データに位置情報が記録**できます。SNSやプロフに写真を掲載するときには、**位置情報が記録されていないことを確認**しましょう。位置情報が付与される設定になっていれば、自宅や学校などが、他人に知られてしまいます。

気を付けること

子供

a. 個人を特定できるような情報は掲載しない

- ・インターネットで発信した情報は、さまざまな人に見られます。SNSやプロフ上に、自分や友達の氏名、学校名、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を掲載しないようにしましょう。
- ・写真を掲載する場合は、位置情報が記録されていないことを確認しましょう。

b. アプリやクラウドサービスの危険性を理解する

- ・スマートフォンのアプリやクラウドサービスでは、サービス間で個人情報や位置情報などを連携させるサービスがあり、意図せずに個人情報が流出してしまう危険性があります。設定を確認して、不要な機能はOFFにしましょう。

c. トラブルにあったら相談する

- ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

保護者

d. SNSやプロフを確認する

- ・子供が利用しているSNSやプロフがどのようなものか、スマートフォンなどで、実際に確認してみましょう。

教師

指導案参照

e. 個人情報の種類、個人情報が漏れいした時に起こりうるトラブルを教える

- ・個人情報の重要性を伝えるため、何が個人情報で、どのような価値や危険があるのか、漏れいした場合は、どのようなことが起こりうるのか話し合しましょう。

3. ウイルスの侵入や個人情報の流出

事例3-3 ID・パスワードを他人に教えたことによる不正アクセス

SNSなどのID・パスワードを他人に利用され、不正アクセス被害にあう事件が起きています。他人にSNS上のポイントを奪われるケースも発生しています。
分かりやすいID・パスワードを設定している場合は要注意。他人に教えていなくても、解析されて不正アクセスにあうことがあります。

「足跡」はついている!

違法行為!

原因

他人にIDとパスワードを教えてしまう



小学生(女子)のAさんは、SNSで知り合った中学生(女子)のBさんに「ポイントをあげるから、IDとパスワードを教えて」と、メールを送りました。ポイントが欲しかったBさんは、Aさんに自分のIDとパスワードを教えてしまいました。

結果

パスワード変更されて、ログインできなくなる



その後、BさんがSNSにログインしようとすると、パスワードが変更されていて、ログインできなくなっていました。Bさんが警察に相談したことで、AさんによるSNSへの不正アクセスが発覚。Aさんは、補導されました。

SNS: ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)

解説3-3 ID・パスワードを他人に教えたことによりトラブルになった事例

インターネット上で親しくなっても、他人に自分のID・パスワード、個人情報を教えるのは大変危険です。SNSやプロフ上で、実際には会ったことのない人とコミュニケーションを図るうちに、親近感や安心感を抱きます。そのうち、信用して個人情報などを明かしてしまい、トラブルに巻き込まれることがあります。

掲載事例のように、小学生が不正アクセス禁止法違反容疑で補導されるといった、未成年者が摘発される事件が多数発生しています。インターネット上のサービスなどは、物ではなく、目には見えないので、盗む、無断で立ち入るといった意識が、子供では特に鈍くなる傾向があります。

気を付けること

子供

a. なりすましによる不正アクセスは犯罪であることを理解する

・他人のIDやパスワードを使って、SNSや携帯ゲームサイト、アプリなどを利用することは、犯罪です。軽い気持ちであっても、不正アクセスです。

b. ID・パスワードは厳重に管理する

・IDやパスワードは重要情報です。たとえ信頼できる友達であっても、教えないようにしましょう。また、他人から推測されにくいIDや、解析されにくい(桁数が多いなど)パスワードを設定するとともに、定期的に変更しましょう。

c. トラブルにあったら相談する

・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

保護者

d. 不正アクセスに気付いたらサービス提供会社に相談する

・子供が不正アクセスの被害にあっていることに気付いたら、または子供から相談を受けたら、ログインの可否などを確認の上、サービス提供会社に相談しましょう。

教師

e. 軽はずみな行動が犯罪になることを教える

・他人のID・パスワードを使った不正アクセス、掲示板への不適切な書き込みなど、インターネットやアプリ、サービスの利用で注意することを教えましょう。

3. ウイルスの侵入や個人情報の流出

事例3-4 複数投稿サイトの情報が関連付けられることによる情報の流出

今では多数のWebサイトやサービス、アプリ間で連携機能があります。書き込み内容やプロフィールなどが自動で紐付けられることで、意図しない情報公開が起り、友達とのトラブルに発展したり、個人情報が晒されたり、トラブルにあうことがあります。

データは消えずに残る！

友達に注意！

原因

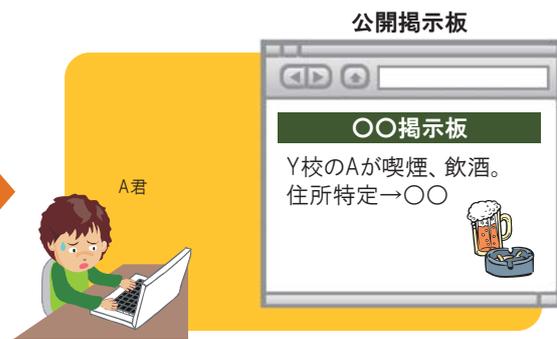
複数の投稿サイトがリンクで関連付けられる



A君は、友達限定の「実名SNS(鍵付きサイト)」と、誰でも見れる「匿名プロフサイト」を使用。B君はどちらのWebサイトも知っていました。ある時B君は、A君の実名SNSのコメント欄に、A君の匿名プロフサイトへのリンクを張ってしまいました。

結果

公開掲示板に学校名・実名で批判される



プロフサイトの掲載情報により、A君は特定されてしまい、プロフサイトのアルバムや履歴からA君の不適切な行動や発言が明るみに出ました。そして、公開掲示板でA君の情報は晒され、学校や警察を巻き込んだ事態となりました。

鍵付きサイト: 一般には非公開の設定をして、本人が許可した人だけがアクセスできるWebサイト

解説3-4 匿名投稿していた情報で、本人を特定されて晒されてしまう事例

スマートフォンの普及で、SNSの利用率や複数のサービス、アプリを併用する比率が高くなっています。匿名や鍵付きで投稿している情報だとしても、グループ内の友達がリンクを貼ったり、IDの分かる写真を投稿することなどで、情報が関連付けられて特定されてしまうことがあります。一つのSNSを更新すれば、ほかのサービスも更新されるなど、サービス間の連携機能もあります。新たなSNSやサービス、アプリを使い始めるときは、設定に目を通すことが重要です。

匿名や鍵付きだからといって、インターネット上で不適切な発言や画像などを掲載すると、本人を特定されて公開掲示板などで晒されてしまいトラブルに発展することがあります。一度公開された情報は完全には消すことができません。インターネットは匿名ではなく、書き込んだ人を特定できることをよく認識しましょう。

気を付けること

子供



a. インターネットの特性を理解する

・グループ内の友達を通じて、知らない人に情報が伝わる場合があります。インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐ広まります。SNSではグループ限定で公開しているつもりでも、一度拡散した情報は完全には削除できません。

b. 個人を特定できるような情報は掲載しない

・インターネットで発信した情報は、さまざまな人に見られます。SNSやプロフ上に、自分や友達の氏名、学校名、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を掲載しないようにしましょう。

保護者



c. SNSやプロフを確認する

・子供が利用しているSNSやプロフがどのようなものか、スマートフォンなどで、実際に確認してみましょう。

教師



d. 個人情報の種類、個人情報が漏えいした時に起こりうるトラブルを教える

・個人情報の重要性を伝えるため、何が個人情報で、どのような価値や危険があるのか、漏えいした場合は、どのようなことが起こりうるのか話し合しましょう。Webサイトやアプリ間の連携、リンクの注意点も伝えましょう。

3. ウイルスの侵入や個人情報の流出

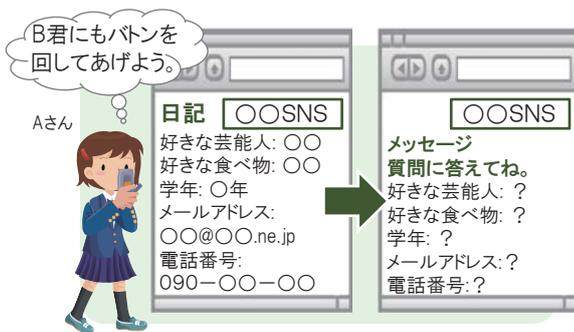
事例3-5 SNS型チェーンメールによる情報流出・被害誘発

ブログやSNSで質問に答えて、同じ質問を友達に回す「バトン」と呼ばれるチェーンメールがあります。友達から質問として回ってくるので、チェーンメールとは思われにくい特性があります。学校名や氏名、メールアドレス、電話番号などを答えてしまって、個人情報が漏えいしてしまうトラブルも起きています。

友達に注意！

原因

バトンの質問に個人情報を含めて掲載



SNS上で友達からバトンを受け取ったAさん。バトンの質問には、学校名やメールアドレスといった個人情報を含む内容もありましたが、限られた友達しか見ないだろうと考え、質問に回答。友達のB君にもバトンを送ってしまいました。

結果

迷惑メールや不当請求の連絡が届き始める



しばらくすると、Aさんのメールアドレス宛に迷惑メールや多額請求を要求するメールが、頻繁に届くようになりました。バトンを受け取り、同じく回答したB君も、迷惑メールが多数届くトラブルに悩まされていました。

バトン：SNSなどで質問として回ってくるチェーンメール

解説3-5 友達からの同調圧力と身内意識によって、個人情報を公開してしまった事例

仲間内だけが見るという安易な考え方や友達からの同調圧力によって、個人情報をメールやブログ、SNSに掲載してしまい、個人情報が拡散してしまうトラブルが増えています。インターネットの場合は、限られた友達とのコミュニケーションだと思っていても、転送やコピーを悪気なく友達にされてしまうことがあります。誰でも見られる掲示板などに、個人情報が掲載されては、大変危険です。転送を促すメールやメッセージを友達に回してしまうと、被害を拡大・誘発する危険性があります。

気を付けること

子供

a. インターネットの特性を理解する

- ・グループ内の友達を通じて、知らない人に情報が伝わる場合があります。インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐ広がります。SNSではグループ限定で公開しているつもりでも、一度拡散した情報は完全には削除できません。
- ・氏名や学校名、電話番号、メールアドレスなどを公開すると、トラブルを誘発する危険性が高まってしまいます。

b. 転送を促すメール、メッセージはチェーンメールだと考えて転送しない

- ・信頼する友達からのメッセージであっても、転送を促すメールはすぐに削除しましょう。転送してはいけません。
- ・安易に友達に転送してしまうと、友達までトラブルに巻き込まれてしまう要因になることがあります。

c. 個人を特定できるような情報は掲載しない

- ・インターネットで発信した情報は、さまざまな人に見られます。SNSやブログ上に、自分や友達の氏名、学校名、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を掲載しないようにしましょう。

保護者

d. 子供の心の変化に注意を払う

- ・家庭での会話を大切に、子供が相談しやすい環境を作るとともに、子供の心の変化を早目に察知できるように注意を払いましょう。

教師

e. 個人情報の種類、個人情報が漏えいした時に起こりうるトラブルを教える

- ・個人情報の重要性を伝えるため、何が個人情報で、どのような価値や危険があるのか、漏えいした場合は、どのようなことが起こりうるのか話し合しましょう。

4. ショッピングサイトなどからの思いがけない代金請求や詐欺

事例4-1 大人名義のクレジットカードの使用

ゲームサイトなどでクレジットカードを利用し、多額請求されるケースが増えています。背景には、スマートフォンの普及や保護者の管理問題、子供の知識不足があります。ゲームサイトでの未成年者の平均契約購入金額は約23万円と、多額になる傾向があります。

金銭トラブル！

原因

ゲーム内でのアイテム購入時は相談していた

結果

しかし、カード請求額は10万円を超えていた



Aさんは、小学2年生の娘に自分のスマートフォンを貸して、無料ゲームアプリをさせていました。娘は、ゲーム内でアイテム購入したいとき、Aさんに相談していました。Aさんは「100円程度だから」と思い、パスワードを入れて購入していました。

ところが、翌月のクレジットカードの請求額が10万円を超えていました。Aさんが調べたところ、パスワードを入れてから数分程度は、パスワードの入力なしで、アイテム購入できる仕組みだったということがわかりました。

解説4-1 クレジットカードの使用による多額請求の事例

クレジットカードの利用による多額請求は、オンラインゲーム(ゲームサイトでの課金、ゲームアプリ購入)が多い状況です。課金方法もさまざまです。国民生活センターによると、未成年者が契約当事者のオンラインゲームに関する相談件数は、2012年度1,371件、2013年度1,341件(2013年11月15日時点)と増加傾向。この相談の平均契約購入金額は、約23万円。支払手段では、クレジットカードを使ったケースが70.8%を占めます。判断能力を伴わない9歳以下の相談が増加しており、「小さな子供でもクレジットカード決済ができてしまう」といえます。子供が低年齢だとしても、クレジットカードについて教える必要があります。

(出典)国民生活センター「増え続ける子どものオンラインゲームのトラブルー家族でゲームの遊び方を話し合うとともに、クレジットカード管理の徹底を！」(平成25年12月)

気を付けること

子供

a. クレジットカードは「お金」と同じであることを理解する

・インターネットショッピングでクレジットカードやポイントで支払いをすることは、現実の買物などで「お金」を支払うことと同じであることを理解しましょう。

b. 購入時は保護者に相談する

・インターネットショッピングやアプリの購入、アプリ内でのアイテム購入をするときは、保護者に必ず相談しましょう。

保護者

c. 課金サービスに関する家庭のルールを決める

・子供にクレジットカードについて教え、かつ、月々の利用金額の上限などのルールを決めましょう。

d. クレジットカード決済の危険性を理解する

・多くのソーシャルゲームでは、利用者が決済方法を選べる仕組みになっていますが、クレジットカードを選択すると、子供がカードの利用限度額まで課金サービスを利用してしまふ危険性があります。
・保護者はカードの管理責任があります。子供の無断利用に注意しましょう。

教師

指導案参照

e. クレジットカードについて授業で取り上げる

・総合的な学習の時間などを利用して、クレジットカードの仕組み、お金と同様のものであることを、子供に教えましょう。

4. ショッピングサイトなどからの思いがけない代金請求や詐欺

事例4-2 ショッピングサイトなどの利用に伴う代金詐欺

インターネットのショッピングサイトの情報を信用して、お金を支払ったにも関わらず、商品が送られてこないといった被害が起こっています。
あまりにも品物の金額が割安なショッピングサイトなどには、注意をしましょう。

金銭トラブル！

原因

信頼できないショッピングサイトで商品を購入



中学2年生(男子)のA君は、友達から「ゲームが安く買えるWebサイトがある」と聞きました。口コミを見る限り、評判が良いようでした。A君は、インターネットショッピングは初めてでしたが、**金額が安かった**ので、**購入**することにしました。

結果

代金を支払ったが商品は届かない



代金の振込後、商品発送ということでしたが、**商品は送られてきませんでした**。A君は、その会社にメールをしても返信がありません。Webサイトに記載されていた電話番号にかけてみると、使われていない状態でした。

解説4-2 インターネットショッピングでの代金詐欺の事例

国民生活センターによると、インターネットショッピングでの商品の取引に関する相談件数は、2013年度56,262件、2014年度57,210件と年々増加しています。主な相談内容は、「商品が届かない」、「前払いするよう誘導された」、「注文した品物でないものが届いた」。経済産業省によるとインターネットショッピングの市場規模は、2014年度で12.8兆円(EC化率4.37%)で、金額・割合ともに増加しており、市場の拡大とともに、トラブルが増えています。

トラブルを避けるため、明らかに相場よりも価格が安い、決済の選択肢が前払いしかない、口コミから評判が良くないことが伺えるといった怪しいサイトでの購入は避けましょう。

(出典)国民生活センター「インターネット通販(各種相談の件数や傾向)」(平成27年6月)
経済産業省「平成26年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備(電子商取引に関する市場調査)」(平成27年5月)

気を付けること

子供

a. 購入時は保護者に相談する

・インターネットショッピングをするときは、保護者に必ず相談しましょう。

b. 購入時は保護者に相談する

・インターネットショッピングやアプリの購入、アプリ内でのアイテム購入をするときは、保護者に必ず相談しましょう。

保護者

c. インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める

・「商品を購入する時は保護者に必ず相談する」など、家庭のルールを子供と話し合って決めましょう。

d. フィルタリングを利用する

・子供が安易にショッピングできないようにするために、子供が扱う携帯電話やスマートフォン、パソコン、携帯ゲーム機などには、フィルタリングを設定しましょう。

教師

e. 悪意のあるショッピングサイトがあることを教える

・すべてのショッピングサイトが安全ではなく、一部には悪意を持って作成されたものがあることを教えましょう。

4. ショッピングサイトなどからの思いがけない代金請求や詐欺

事例4-3 ワンクリック請求などの不当請求

芸能情報サイトや占いサイト、ゲームサイト、アニメサイト、携帯小説サイト、アダルトサイトなどに、アクセスしたり登録したり、動画を見たりするだけで、高額な料金を請求される詐欺が起っています。

「無料」「便利」に注意!

金銭トラブル!

セキュリティ対策を!

原因

無料占いサイトに空メールを送って登録



中学2年生(女子)のAさんは、「無料の占いサイト」にたどり着きました。「今なら登録無料。メール送信してください」という画面が表示されました。Aさんが登録のために、空メールを送ると、登録URLが表示されたメールがすぐに届きました。

結果

不当請求の連絡が届く



無料だからと安心して、氏名や携帯番号などの個人情報を入力して会員登録しました。すると「○日までに3万円お支払いください」というメールが届きました。

スマホタブレット 不正アプリで個人情報を抜き取り、不当請求される被害が起っています。

解説4-3 URLをクリックしたことにより不当に高額な料金を請求された事例

従来のワンクリック請求は、「無料」と表示されたアダルトサイトから突然高額な請求が届くという事例が多かったのですが、最近では、アダルトとは関係のないWebサイト上での請求や、意図せずにアダルトサイトや出会い系サイトに誘導されて請求を受ける事例が増えています。情報処理推進機構(IPA)によると、平成26年1月から12月のワンクリック請求の相談件数の合計は、3,301件で、そのうちスマートフォンに関する相談件数は790件(平成25年393件)で急増しています。

(出典)独立行政法人情報処理推進機構(IPA)「コンピューターウイルス・不正アクセスの届出状況について」(平成26年1月～12月)

気を付けること

子供

a. アダルトサイトなどにアクセスしない

- ・アダルトサイトや出会い系サイトに興味本位でアクセスしてはいけません。占い、ゲーム、アニメ、携帯小説などのWebサイトからアダルトサイトに誘導されることもあるので注意しましょう。
- ・送信者や内容に心当たりがないメール本文内のURLをクリックすると、これらのWebサイトにアクセスしてしまいます。クリックせずに、メールを削除しましょう。

b. 慌てて業者に連絡しない

- ・「ご登録ありがとうございます」などと画面に表示されたり、メールが届いたりしても、慌てて業者へ連絡を取る必要はありません。相手に個人情報を知らせることになるので大変危険です。

c. 言われるままに支払わない

- ・利用料金を請求されても、契約成立していない場合が多いため、言われるままに支払わないようにしましょう。また、契約が成立した場合であっても、保護者が同意していない契約や、子供(未成年)の小遣いの範囲を超えた契約は取り消すことができます。

保護者

d. フィルタリングを利用する

- ・子供が安易にショッピングできないようにするために、子供が扱う携帯電話やスマートフォン、パソコン、携帯ゲーム機などには、フィルタリングを設定しましょう。

教師

e. 個人情報の種類、個人情報が漏えいした時に起こりうるトラブルを教える

- ・むやみに個人情報を、Webサイトなどで登録しないように伝えましょう。個人情報の重要性を教えましょう。

5. 著作権法などの違反

事例5-1 ゲームソフトの違法ダウンロード

子供たちに感心の高いゲームソフト。インターネット上には、無料でゲームをダウンロードして楽しめるものもあります。しかし、著作権の侵害にあたるWebサイトも少なくありません。保護者の知識不足から、子供が著作権の侵害を行ってしまっているケースもあります。

「無料」「便利」に注意!

違法行為!

原因

違法と知らず「マジコン」を使ってゲームで遊ぶ



ゲームが好きな小学5年生(男子)のA君。A君は、友達から「携帯ゲーム機のソフトが無料で手に入るWebサイトがある」と聞きました。A君は、お父さんと一緒にソフトをダウンロード。Webサイトは、ゲーム会社の公式サイトではありませんでした。

結果

知識不足から著作権を侵害してしまった



A君は、さまざまなソフトが無料で遊べるようになりました。嬉しくなって、友達に教えてあげると「それは悪いことなんだよ」と言われて驚きました。お父さんに相談して調べてもらうと、法律違反だということが分かりました。

マジコン:ゲームソフトなどに付加されている著作権保護を目的とした技術を回避する機能を持つ機器

解説5-1 違法ゲームソフトだと知らずにダウンロードしている事例

ゲームには著作権があります。著作物をインターネット上で不特定多数の人に配布することは著作権の侵害です。著作権を侵害したWebサイトと知りながらダウンロードすることは、個人的に楽しむ目的であっても違法行為です(平成22年1月改正著作権法施行)。ゲーム会社の公式サイト以外で無料でダウンロードができるサイトは違法な場合もあるので注意が必要です。保護者でも意識せずに利用している場合があります。

一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会(CESA)の調査によると、調査対象者(一般生活者)のうち、携帯型ゲーム機では17.4%の人が、据え置き型ゲーム機では10.1%の人が「周囲に違法コピー・違法ダウンロードをしている人を見かける」と回答しています。

(出典)一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会(CESA)「2011 CESA 一般生活調査報告書」(平成23年4月)

気を付けること

子供

a. 市販のゲームを無料でダウンロードしない

- ・違法サイトと知りながらゲームソフトなどをダウンロードすることは、著作権侵害にあたる重大な違法行為です。絶対にやめましょう。
- ・市販のゲームを無料でダウンロードできるWebサイトは、違法サイトである可能性が高いことを認識しましょう。
- ・自分でコピーしたゲームソフトなどを友達にあげる行為も、著作権侵害にあたり違法です。

保護者

b. フィルタリングを利用する

- ・子供が安易に、不適切なWebサイトにアクセスできなくするために、子供が扱う携帯電話やスマートフォン、パソコン、携帯ゲーム機などには、フィルタリングを設定しましょう。

教師

c. 著作権の意味や侵害した場合の影響を教える

- ・ゲームに著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響などを、子供と一緒に考えましょう。(たとえば、作者者に経済的な損失を与えることで作品の質が低下する、新製品の開発に影響がある、著作権の侵害に対して損害賠償などを請求される場合がある、など)

5. 著作権法などの違反

事例5-2 動画の違法なアップロードとダウンロード

今ではすっかりと定着した動画共有サイト。子供がアニメなどをアップロードしてしまい、著作権侵害となるケースが起きています。違法動画と知りながらダウンロードすると、個人で楽しむ範囲でも2年以下の懲役または200万円以下の罰金(またはその両方)が科されます(平成24年10月施行)。

「無料」・「便利」に注意!

違法行為!

原因

人気アニメを撮影して動画共有サイトに投稿



中学生(男子)のA君は、人気アニメを動画共有サイトに投稿(アップロード)しました。すると、たくさんの書き込みがありました。A君は嬉しくなり、何度も動画の投稿をしました。

スマホ・タブレット 違法動画を含めて、動画のダウンロードが簡単にできるアプリの利用が拡大しています。

結果

著作権法違反で逮捕



A君は動画共有サイトの管理者から警告を受けました。しかし、A君は人気アニメを何度も繰り返し、動画共有サイトにアップロードしました。ある日、警察からA君に連絡があり、A君は著作権法違反容疑で逮捕されました。

動画共有サイト: 誰でも動画が投稿でき、他者が投稿した動画を視聴できるサイト。コメントも書き込める

解説5-2 著作権のあるアニメを違法にアップロードした事例

漫画やアニメ、音楽作品などには著作権があります。これらをコピーし、動画共有サイトなどにアップロードしたり、友達に配ったりすることは、著作権侵害にあたり違法です(個人で楽しむ範囲では許されていますが、複製や販売、アップロードは著作権侵害です)。平成22年1月に改正著作権法が施行され、著作権を侵害してアップロードされた動画と知りながらダウンロードすることは、個人で楽しむ目的であっても違法となりました。平成24年10月からは、刑罰化され、懲役または罰金が科されます。

違法なアップロードやダウンロードは、著作権者である著者やアーティストに経済的な不利益を与えます。子供が許可なく、著作物をアップロードして、逮捕・書類送検される事件が起きています。友達などの写真や動画を許可なく、コメントを付けて公開するなどしてトラブルに発展するケースもあります。このような行為も、肖像権の侵害にあたり犯罪行為となります。

気を付けること

子供



a. 市販の漫画・アニメ・音楽作品などの違法なアップロード・ダウンロードをしない

- ・有料で販売されている漫画やアニメ、音楽作品などを、著作権者の許諾を得ずにアップロードすること、違法アップロードされたものと知りながらダウンロードすることは、著作権の侵害にあたる重大な違法行為です。絶対にやめましょう。
- ・自分でコピーした画像や楽曲、ゲームソフトなどを友達に配ることも著作権侵害にあたり違法です。

保護者



b. フィルタリングを利用する

子供が扱う携帯電話やスマートフォン、パソコン、携帯ゲーム機などには、フィルタリングを設定しましょう。動画共有サイトであれば、子供が著作権について理解した段階で、アクセス許可を行うのがよいでしょう。

教師



指導案参照

c. 著作権の意味や侵害した場合の影響を教える

- ・著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響などを、子供と一緒に考えましょう。(たとえば、著作者に経済的な損失を与えることで作品の質が低下する、新製品の開発に影響がある、著作権の侵害に対して損害賠償などを請求される場合がある、など)。

6. 誘い出しによる性的被害や暴力行為

事例6-1 ネットを通じて知り合った人からの誘い出し・脅迫・画像の強要

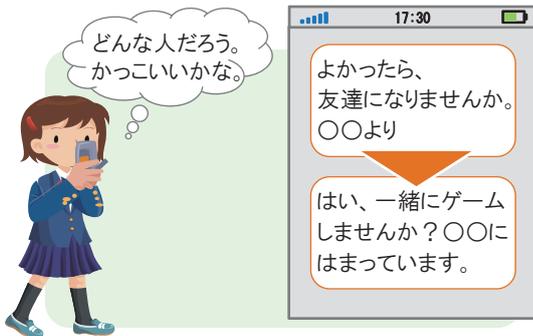
出会い系サイトでなくても、インターネットには、見知らぬ人とコミュニケーションできるサービスが豊富にあります。たとえば、身近なSNSやゲームサイトが挙げられます。見知らぬ人に心を許して、連絡先やSNSなどを交換したり、実際に会ったり、あまりにも私的な画像・動画を送信したりする行為は避けましょう。

データは消えずに残る!

違法行為!

原因

ミニメールで仲良くなった男性と会ってしまう



中学3年生(女子)のAさんは、ゲームサイトを利用していました。ゲームサイトでは、ミニメールと呼ばれる機能で、見知らぬ人とも簡単に連絡を取ることができました。ある時、Aさんは、ミニメールで仲良くなった男性と会ってしまいました。

結果

会った人から執拗に脅迫され性的被害に



その後、Aさんは男性に、執拗にメールで脅迫されました。仕方なく、再び男性に会いに行ったAさんは、男性から性的被害を受けてしまいました。

スマホ・タブレット 無料通話アプリなどの流行で、新たな誘い出し被害が増えています。

解説6-1 ミニメールで知り合った人から重大な性的被害を受けた事例

主なSNSやゲームサイトには、ミニメール機能があります。気軽に連絡が取り合えるので、見知らぬ人に親近感を持ちやすい傾向があります。しかし、性別や年齢を偽ることもできます。実際に会うと、まるで別人、脅迫などトラブルに巻き込まれることがあります。日常生活の中でも、携帯電話やスマートフォンの取り扱いで注意すべきことがあります。それは、たとえ信頼する友人・交際相手であっても、あまりにも私的な画像や動画は撮影・送信し合わないということです。相手との関係が悪化した際、ネット上に画像や動画を公開されてしまう可能性があります。平成26年11月には「私事性的画像記録の提供被害防止法」が施行され、いわゆる「リベンジポルノ」を法的に取り締まることが可能になりましたが、インターネットに流出した画像や動画は、私的なものであるほど瞬間に拡散し、回収、消去することはほぼ不可能です。

気を付けること

子供

a. 知らない人からのミニメールには返信しない

- ・ミニメールでのやり取りにより、相手に親近感を抱き、冷静な判断を失うことがあります。安易な気持ちで、知らない人からのミニメールに返信しないようにしましょう。
- ・ミニメールで知り合った人に電話番号やメールアドレスなどの個人情報を教えてはいけません。

b. あまりにも私的な画像・動画は送信しない、撮影させない

- ・信頼できる友人であっても、性的な画像や動画は撮影させない、送信しないように。データは容易に複製・共有されてしまう危険性があります。

c. トラブルにあったら相談する

- ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

保護者

d. フィルタリングを適用していても一部のSNSやゲームサイトは利用可能であることを注意する

- ・フィルタリングを適用していても、初期設定のままでは、一部のSNSやゲームサイトは利用ができます。必要に応じて、個別に設定を行いましょう。

教師

e. 授業で啓発活動を行う

- ・実際に発生した事件などを用い、授業で啓発を行いましょう。事件などを事実として伝え、ネットやリアルな世界に潜む恐ろしさを伝えましょう。

6. 誘い出しによる性的被害や暴力行為

事例6-2 掲示板などへの書き込みをきっかけとした暴力行為

掲示板やSNS、ブログ、プロフィールへの書き込みがきっかけでトラブルが起こることもあります。書き込まれた人がその内容に不満を持ち、書き込んだ人に暴行を加えて、死亡させた事例もあります。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

原因

掲示板に悪口を投稿



中学2年生(男子)のA君は野球部です。ライバル校との練習試合に負けてしまった腹いせで、**掲示板にその学校のピッチャーの悪口を書いてしまいました。**ある日、A君が下校する時、校門の前でライバル校の野球部員が待ち伏せしていました。

結果

悪口を書いた相手から暴行を受ける



A君は、人があまり来ない公園に連れて行かれ、**ライバル校の野球部員数人から暴行を受けました。**たまたま通りかかった30代の男性が止めに入ったので、ライバル校の野球部員は逃げて、Aくんは助かりました。

ブログ: 日記やそれに対するコメントを書き込むことができるサイト プロフ: 自己紹介(プロフィール)サイト

解説6-2 掲示板への書き込みが暴力事件に発展した事例

軽い気持ちでメッセージを打ち、掲示板などに書き込んだ内容が、相手をとっても悲しませてしまうことがあります。些細なことがきっかけであっても、大きな事件に発展してしまう可能性を秘めています。

実際の事件としては、プロフィールへの書き込みで腹を立てて相手を暴行した、中学生7名が逮捕されたり、ブログ上での挑発をきっかけに、中学生30名が乱闘を起こしたことなどがあります。

インターネットの世界では、クリック一つで相手にメッセージが届きます。実際に会って話す中では、本来思い留まるような内容の発言をしてしまうこともあるので注意をしましょう。

気を付けること

子供

a. 相手の気持ちを考える

- ・軽い気持ちで書き込んだ言葉でも、相手をひどく傷付けてしまうことがあります。相手が書き込んだ内容を読んで、どのような気持ちになるかをよく考えましょう。
- ・文字によるコミュニケーションは、顔を合わせた会話と比べて、感情や真意が伝わりにくいので気を付けましょう。

b. インターネットの特性を理解する

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐ広まります。一度拡散した情報は完全には削除できません。
- ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

c. トラブルにあったら相談する

- ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

保護者

d. 子供が相談しやすい環境を作る

- ・書き込みをする子供は、ストレスを抱えていることがあります。保護者や教師は、子供が身近な大人に相談しやすい環境を作りましょう。

教師

指導案参照

e. 情報モラル教育を行う

- ・インターネットの特性や、文字によるコミュニケーションの注意点、適切な携帯電話やスマートフォンの活用方法について考えさせましょう。

7. ソーシャルゲームなどの中毒性がもたらす悪影響

事例7-1 ソーシャルゲーム上での金銭の浪費

ゲームサイトやアプリによって提供されるソーシャルゲーム。
無料で気軽に始められるゲームが多い反面、**ゲーム内でのアイテム購入**
によって課金が積み重なり、**多額の金銭を浪費**してしまうことがあります。

「無料」「便利」に注意!

金銭トラブル!

原因

親のカードを無断で使って有料アイテムを購入



高校2年生のA君は、基本料金が掛からないソーシャルゲームで遊び始めました。A君は、**ゲームを優位に進めるために、有料アイテムを何度も購入**しました。支払いには、無断で親のクレジットカードを利用していました。

ソーシャルゲーム：SNS(Social Networking Service)本来のコミュニケーション機能にゲームの要素を組み合わせたサービス

結果

高額請求が届き、親から厳しく叱られる



後日、2カ月分間の利用料として、**A君の両親に400万円という高額請求**が届きました。A君は両親から厳しく叱られました。両親は、請求の免責ができないか、ゲーム会社に掛け合っていますが、厳しい状況です。

解説7-1 ソーシャルゲーム上での金銭の浪費

ソーシャルゲームは、友人とコミュニケーションを取りながら進めるため、**競争心を煽られやすい上、課金システムにより、子供が思わずお金を使い過ぎてしまう傾向**があります。

子供が有料だと気付かず、アイテムをクリックして、購入してしまうケースもあります。課金システムは、ゲームによってさまざまです。**保護者としても、子供がしているゲーム、課金の仕組みなど、把握しておくのが望ましい**でしょう。

気を付けること

子供

a. ソーシャルゲームの危険性を理解する

- ・ソーシャルゲームでは、ゲームの進行上、課金される場合があります。「友達が持っているから」、「ゲームをクリアしたいから」という考えからお金を使い過ぎないように注意しましょう。
- ・お金が減っていくのが目に見えないため、金銭感覚が麻痺する傾向があります。利用金額を意識しましょう。

b. すべてが「無料」だと思わないように注意する

- ・「無料」とされているゲームでも、ゲーム内のアイテム購入は有料の場合がほとんどです。

保護者

c. 課金サービスに関する家庭のルールを決める

- ・子供にクレジットカードについて教え、かつ、月々の利用金額の上限などのルールを決めましょう。

d. クレジットカード決済の危険性を理解する

- ・多くのソーシャルゲームでは、利用者が決済方法を選べる仕組みになっています。しかし、クレジットカードを選択すると、子供がカードの利用限度額まで課金サービスを利用してしまう危険性があります。
- ・保護者はカードの管理責任があります。子供の無断利用に注意しましょう。

教師

e. 情報モラル教育を行う

- ・普段どのようなスマートフォンの使い方をしているか振り返り、アプリやゲームなどについて触れましょう。アプリやゲーム上では、有料アイテムが欲しかったことがあるかなど、話し合いながら、お金の重要性を伝えましょう。

7. ソーシャルゲームなどの中毒性がもたらす悪影響

事例7-2 オンラインゲームの長時間利用による日常生活への悪影響

友達との協力や競争を通じてプレイするオンラインゲームは、無料で気軽に始められるものが多く、多数の利用者がいます。オンラインゲームは、決められたゲームのクリアがないものが多く、友達とのコミュニケーション要素もあるため、際限なくプレイしてしまい、日常生活に支障をきたすことがあります。

「無料」「便利」に注意!

原因

オンラインゲームに長時間、没頭してしまう



オンラインゲームにはまっている小学5年生(男子)のA君。夜中でも親に隠れてゲームを楽しんでいました。ゲームに参加しないと、仲間はずれにされるのではないかと心配で、途中でやめられなくなってしまいました。

結果

睡眠不足が続き、日常生活に支障をきたす



A君は、睡眠不足が続いた影響で、学校の授業に集中できなくなってしまいました。成績は、オンラインゲームを始める前と比べて、明らかに下がってしまいました。それでもオンラインゲームが止められないといいます。

解説7-2 オンラインゲームの長時間利用による日常生活への悪影響

子供が放課後や夜にゲームに熱中するあまり、学校の授業に集中できずに成績が低下したり、武器などのアイテムを購入するために多額のお金を使うなど、生活面での問題を引き起こすことがあります。

オンラインゲームは、ゲーム上の友達と連携して進めるものが多く、一人だけ抜けることができないために、長時間付き合ってしまう場合も見受けられます。子供の時間の使い方を保護者が気に掛けてあげることが重要です。

そのほか、子供たちの間では動画共有サイトが人気です。パソコンでの動画共有サイトの長時間視聴などでも同様の問題が起きているので注意しましょう。

気を付けること

子供



a. ゲームやパソコンを長時間利用しない

- ・ゲームやパソコンを長時間利用すると、睡眠不足や視力の低下に繋がるだけでなく、家から出られない(ひきこもり)など、心身に深刻な影響を及ぼす可能性があります。時間を制限して遊みましょう。
- ・家庭で決めたルールは、友達にも伝え、ときには、ゲーム仲間に上手に「NO」と言えるようにしましょう。

保護者



b. ゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを決める

- ・1日のうちゲームやパソコンをしてもよい時間を決める、ゲームは宿題をした後にするなど、ゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを話し合って決め、それを守るようにしましょう。

c. 子供の身体や生活習慣の変化を確認する

- ・保護者は、子供の身体や生活習慣の変化を日々確認し、ゲーム依存やパソコンの長時間使用の兆候に早めに気付けるようにしましょう。

教師



指導案参照

d. ゲームなどとの付き合い方について考えさせる

- ・日常生活への影響がないように、ゲームなどと付き合うことができる判断力を育成しましょう。まずは、ゲームをしていて、止められなくなった経験があるかどうかから、話し合しましょう。

8. 犯行予告など

事例8-1 地域社会に不安を与える犯行予告

インターネット上の掲示板などに犯行予告する書き込みは、たとえ、いたずらであっても、地域の人々や学校、犯行予告された組織など、社会に大きな不安を与えます。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

違法行為!

原因

インターネット上に犯行予告を書き込む



インターネットの掲示板に、ある地域で通り魔殺人を起こすという書き込みが、日時指定でありました。この書き込みは、インターネットの掲示板やミニブログで大きな話題となりました。

結果

書き込んだ犯人は、すぐに特定されて逮捕



この犯行予告に対して、80名の警察官が動員されるなど、その地域は混乱しました。しかし、実際には何も起こりませんでした。その後、この書き込みから書き込んだ日時や場所が特定され、犯人は逮捕されました。

解説8-1 犯行予告により多くの人が迷惑をこうむった事例

犯行を予告するような書き込みがされると、予告された場所を隅々まで調べたり、警戒要員を増やしたり、通行人を避難させるなど、多くの人々が迷惑を被ります。犯行予告の書き込み行為は、業務妨害や脅迫などの罪になることがあります。このような書き込みは、いつ、どこからインターネットに接続したかを調べて、書き込みをした人を特定することが可能です。(この事例では、携帯型ゲーム機を使用して、店舗の公衆無線LANから書き込みをしていました)。たとえ、ふざけたり、まねをしただけの結果であっても、犯行予告は社会に対して大きな不安を与えます。

気を付けること

子供

a. 犯行を予告の書き込みは犯罪であることを理解する

- ・軽い気持ちやいたずら心であっても、犯行予告をする書き込みは、社会に影響を与えます。
- ・実際にするつもりがなく、他の人のまねをただけでも、罪に問われることがあります。

b. インターネットの特性を理解する

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐ広まります。一度拡散した情報は完全には削除できません。
- ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

c. 犯行予告を見つけたら周りの大人に連絡する

- ・自分の身近な地域で、犯行を予告する書き込みを見つけた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡しましょう。

保護者

d. 子供が相談しやすい環境を作る

- ・書き込みをする子供は、ストレスを抱えていることがあります。保護者や教師は、子供が身近な大人に相談しやすい環境を作りましょう。

教師

指導案参照

e. 情報発信には責任が伴うことと注意点を教える

- ・インターネットに情報を書き込む際には社会的責任が伴うことを学ばせるとともに、情報発信に伴う留意点について、理解を深めさせましょう。

8. 犯行予告など

事例8-2 掲示板での特定した個人に対する脅迫行為

「嫌がらせをしよう」などの呼び掛けを掲示板に書き込むことは、実際にするつもりがなくても、相手を傷付けたり、多くの人に迷惑を掛けます。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

違法行為!

原因

嫌がらせを呼び掛ける書き込みをする



中学2年生(男子)のA君は、いたずら心からインターネットの掲示板に「暴れたい人は〇〇駅に〇日〇時に集合。〇〇(名前)を殴っちゃおう」と書き込みました。書き込みに乗る人もいましたが、実際には実行しませんでした。

結果

書き込んだ犯人は、すぐに特定されて逮捕



しかし、その掲示板を見た人が警察に通報。警察が犯行防止のために周辺を1日中パトロールしたり、大きな問題になりました。A君は、軽い気持ちで書き込んでしまったことをとても後悔しました。

解説8-2 掲示板へのいたずらの書き込みにより多くの人が迷惑をこうむった事例

実際にするつもりではなくても、安易に掲示板などに人に危害を加えるといった書き込みをすることは、犯罪となることがあります。このような書き込みは、いつ、どこからインターネットに接続したかを調べて、書き込みをした人を特定することが可能です。軽い気持ちやいたずら心で書き込んだことでも、相手を深く傷付けることがあることを理解しましょう。

気を付けること

子供



a. 犯行を予告の書き込みは犯罪であることを理解する

- ・軽い気持ちやいたずら心であっても、犯行予告をする書き込みは、社会に影響を与えます。
- ・実際にするつもりがなく、他の人のまねをただけでも、罪に問われることがあります。

b. インターネットの特性を理解する

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐ広まります。一度拡散した情報は完全には削除できません。
- ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

c. 犯行予告を見つけたら周りの大人に連絡する

- ・自分の身近な地域で、犯行を予告する書き込みを見つけた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡しましょう。

保護者



d. 子供が相談しやすい環境を作る

- ・書き込みをする子供は、ストレスを抱えていることがあります。保護者や教師は、子供が身近な大人に相談しやすい環境を作りましょう。

教師



e. 情報発信には責任が伴うことと注意点を教える

- ・インターネットに情報を書き込む際には社会的責任が伴うことを学ばせるとともに、情報発信に伴う留意点について、理解を深めさせましょう。

8. 犯行予告など

事例8-3 出会い系サイトやコミュニティサイトでの子供による違法な誘い出し

出会い系サイトや無料通話アプリなどの掲示板上で、子供が「お小遣いくれればお茶してもいいよ」、「彼氏募集します」といった、**異性交際の誘引を目的とする書き込みを行うことは犯罪行為**です。

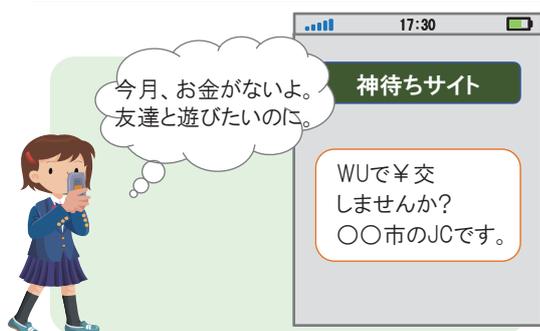
みんなが見ている!

「足跡」はついている!

違法行為!

原因

異性交際の誘引目的に書き込みを行う



中学2年生(女子)のAさんは、お小遣い欲しさから、スマートフォンを使ってインターネットの掲示板上に「援助交際しましょう」と書き込みました。書き込みには、隠語を使って、わかる人にはわかるようにしました。

結果

本人が特定されて警察に書類送検される



サイバーパトロールをしていた警察が、その書き込みを発見。Aさんが書き込んだことを突き止め、**出会い系サイト規制法違反でAさんを書類送致**しました。Aさんは、学校の友達からも避けられるようになりました。

解説8-3 出会い系サイトでの違法な書き込みにより子供が書類送致された事例

出会い系サイト規制法は、大人に対してだけでなく、未成年に対しても異性交際などの誘引を禁じています。未成年者がこれらに違反すると、少年法の規定により家庭裁判所に送致されることになっています。平成26年は、出会い系サイトに起因して犯罪被害にあった児童が152人(前年比-7人/-4.4%)。コミュニティサイトに起因して犯罪被害にあった児童が1,421人(前年同期比+128人/+9.9%)。犯罪に巻き込まれる可能性が高い出会い系サイトやコミュニティサイトの不適切な掲示板への書き込みは、そもそも行うべきではありませんが、違法行為にもなり得ることをしっかりと認識しましょう。

(出典)警察庁「平成26年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」(平成27年4月)

気を付けること

子供

a. 出会い系サイトやコミュニティサイトの不適切な掲示板には書き込みをしない

- ・未成年による出会い系サイトなどへの書き込みは、違法行為になることがあります。軽い気持ちで書き込みを行うことはやめましょう。
- ・警察はインターネット上の違法行為を取り締まるために、サイバーパトロールを行っています。実際に行動するつもりがなくても、書き込みをするだけで罪に問われることがあります。

b. インターネットの特性を理解する

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐ広まります。一度拡散した情報は完全には削除できません。
- ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

保護者

c. フィルタリングを利用する

- ・子供が安易に、不適切なWebサイトにアクセスできなくするために、子供が扱う携帯電話やスマートフォン、パソコン、携帯ゲーム機などには、フィルタリングを設定しましょう。
- ・フィルタリングを適用していても、初期設定のままでは、一部のSNSやゲームサイトは利用ができます。必要に応じて、個別に設定を行いましょう。

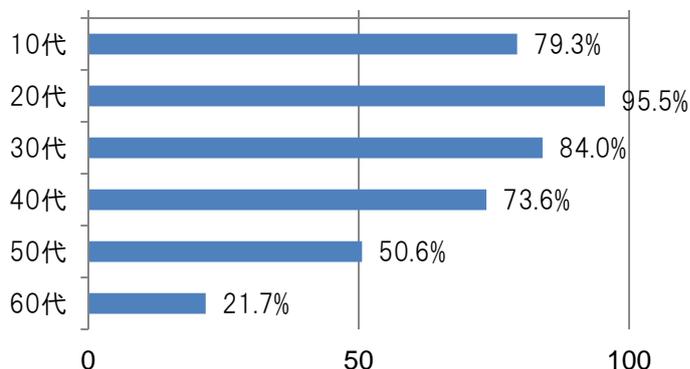
教師

d. 情報発信には責任が伴うことと注意点を教える

- ・インターネットに情報を書き込む際には社会的責任が伴うことを学ばせるとともに、情報発信に伴う留意点について、理解を深めさせましょう。

インターネットトラブルに関するデータ

ソーシャルメディアの利用経験・利用数

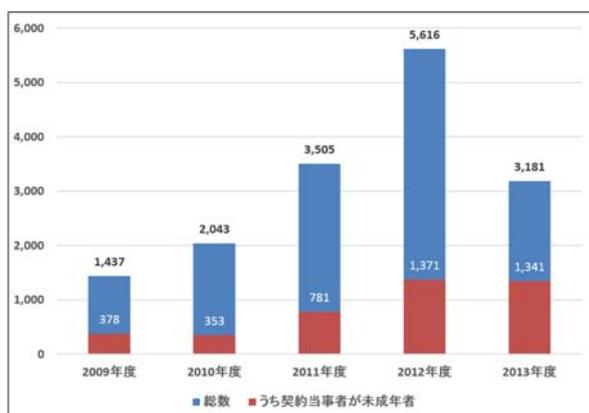


・ソーシャルメディアの利用率は、若年層ほど高い傾向にあります。主なソーシャルメディアのいずれかを利用している割合は10代で79.3%にのぼります。

(出典)

総務省「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」(平成27年5月)より抜粋

オンラインゲームに関する相談件数



・パソコンや携帯電話、スマートフォン、ゲーム機などを使い、インターネットを介して遊ぶオンラインゲーム。2012年度の多額請求などの相談件数は、2009年度と比べて、約4倍に増加しています。

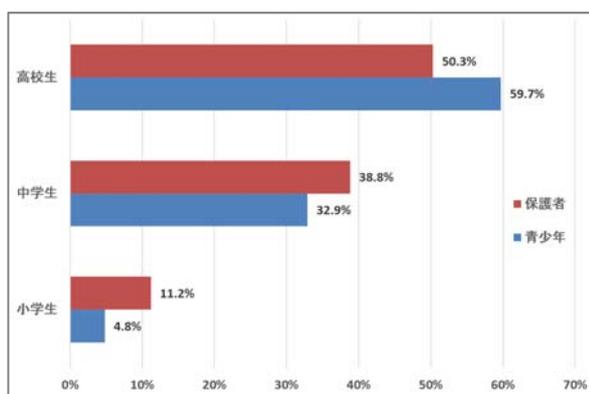
(出典)

独立行政法人国民生活センター

「オンラインゲームに関する相談件数推移」(平成25年12月)

(2013年度は、2013年11月15日までの登録数)

インターネット上のトラブルなどの経験(青少年の実態と保護者の認識とのギャップ)



・インターネット上のトラブルや問題行動に関連する行為の経験は、青少年の実態と保護者の認識にギャップが存在しています。

・高校生の約6割が、インターネット上のトラブルや問題行動に関する行為を経験しています。

・高校生は保護者の認識以上に、インターネット上のトラブルや問題行動に関連する行為を経験している傾向があります。

(出典)

内閣府

「平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果(概要)」(平成26年3月)

平成27年度総務省調査研究「インターネット利用におけるトラブル事例等に関する調査研究」

発行者 総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 データ通信課
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

請負者 株式会社JMC
〒153-0061 東京都目黒区中目黒1-8-8 目黒F2ビル